

岐阜県地方独立行政法人評価委員会運営要綱（案）

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

平成21年6月26日決定

平成30年7月9日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（意見の聴取等）

第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めるときは、委員会に諮って、条例第8条の規定に基づき、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（議事録等）

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表する。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会運営要綱（案） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">岐阜県地方独立行政法人評価委員会運営要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めるときは、委員会に諮って、<u>条例第8条</u>の規定に基づき、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>	<p style="text-align: center;">岐阜県地方独立行政法人評価委員会運営要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号。以下「条例」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第4条 委員長は、議事の調査審議に関し、必要があると認めるときは、委員会に諮って、<u>条例第7条</u>の規定に基づき、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>